

# 「Japan Alps Cycling プロジェクト」 規約

令和元年(2019年)6月18日制定

(名称)

ジャパン アルプス サイクリング

第1条 当会は、「Japan Alps Cycling プロジェクト」という。

(目的)

第2条 3つのアルプスに象徴される雄大な景観など、長野県の魅力を活かしたサイクルツーリズムを多様な主体の連携により推進することにより、自転車文化の創造と「サイクルツーリズムの聖地」を目指し、自転車による地域の振興に寄与することを目的とする。

(取組)

第3条 前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項に取り組む。

- (1) 国内外へのサイクルツーリズムに関する情報発信
- (2) イベント開催の支援
- (3) サイクリングルート設定の支援
- (4) サイクルツーリズムを推進するサポートサービスの検討
- (5) サイクルツーリズム推進団体間の情報共有・連携促進
- (6) サイクルツーリズムに関わる人材の育成
- (7) 安全に関する普及、啓発
- (8) サイクリストをはじめとした観光客に誘客促進を図る取組み
- (9) その他サイクルツーリズムの推進に資する取組み

(会員等)

第4条 本プロジェクトの正会員は、目的に賛同する自転車関係団体、イベント主催者、DMO、市町村観光協会、索道事業者、観光事業者、長野県観光機構、市町村、長野県等をもって構成する。

2 本プロジェクトの目的に賛同し、かつ、運営に関して財政的に支援する者を、賛助会員とすることができる。

3 本プロジェクトにオブザーバーを置くことができる。

(役員)

第5条 本プロジェクトに次の役員を置く。

- (1) 代 表 1名
- (2) 副 代 表 2名以内
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任等)

第6条 役員は、会員の互選により選任する。

- 2 役員任期は、選任から2年後に開催される定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠のために選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 代表は、本プロジェクトの活動を総括し、本プロジェクトを代表する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 運営委員は、本プロジェクトの活動を執行する。
- 4 監事は、本プロジェクトの会計を監査する。

(会議)

第8条 本プロジェクトの会議は、総会と運営委員会とする。

(総会)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年4月から6月の間に、臨時総会は、代表が必要と認めるときに開催する。

- 2 総会の議長は、代表が務める。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関する事
  - (2) 事業計画及び予算に関する事
  - (3) 事業報告及び決算に関する事
  - (4) その他、代表が必要と認める事項に関する事
- 4 総会は会員の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 5 会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決に参加することができる。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、代表、副代表、運営委員により構成する。

- 2 運営委員会は、代表が必要と認めるときに開催し、代表が必要と認める事項について審議する。
- 3 運営委員会の議長は、代表が務める。

(部会)

第11条 本プロジェクトは、特定の活動を実施するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、部長及び部会員により構成する。

- 3 部会員は代表が指名し、部会長は部会員の互選により選任する。
- 4 部会長はその部会の会務を総括する。

(事務局)

第12条 本プロジェクトの事務を処理するため、一般社団法人ライド長野に事務局を置く。

(会計)

第13条 本プロジェクトの会計は、負担金、会費及びその他の収入もって充てる。

- 2 本プロジェクトの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散)

第14条 本プロジェクトは、総会の議決により解散する。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、本プロジェクトの運営に関する事項は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和元年6月18日から施行する。
- 2 令和元年度の会計年度は、令和元年6月18日から令和2年3月31日までとする。